

名古屋港管理組合公報

平成19年 8月 1日
(水曜日)
第 400 号

目 次

公 告	
○名古屋港港湾計画の変更の概要……………	1
審 議 会 事 項	
○名古屋港審議会委員の任免……………	2
雑 報	
○名古屋港管理組合海の日記念式典表彰……………	3

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成19年 8月 1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

1 港湾計画の変更の概要

平成12年 4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
西部地区	12	3	720	30

(2) 専用埠頭計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
西部地区	5	1	20

(3) 水域施設計画

以下のとおり計画する。

泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
西部地区	5	3

(4) 土地造成及び土地利用計画

以下のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：ヘクタール)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
西部地区	(297) 297	(344) 344	(503) 503	(80) 101	(139) 139	(1,363) 1,383

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地造成計画)

(単位：ヘクタール)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
西部地区	(12) 12		(22) 22			(34) 34

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

近藤 猪三郎 (6月7日)

諸星 勝得 (同)

栗田 宏 (同)

郡司 照三 (同)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

伊藤 正 (7月3日)

伊藤 勝利 (同)

諸隈 修身 (同)

小出 典聖 (同)

雑 報

平成19年7月19日に、名古屋港の親しまれる港づくり、海事文化思想の普及に関し顕著な功績のあった下記の団体が表彰されました。

記

親しまれる港づくり功勞	名古屋港イタリア村株式会社
海事文化思想普及功勞	独立行政法人航海訓練所

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合